# 堂島法律事務所 DOJIMA LAW OFFICE

# News Letter

vol.27

2023.08.15

#### 本号の掲載記事

- トピック内部通報制度 「顧問弁護士と内部通報窓口」
- 部門紹介 「債権保全・回収部門のご案内」
- 近時の実務話題&裁判例レビュー

弁護士 横瀬大輝

弁護士 奥津周

弁護士 大川治

# トピック内部通報制度

## 顧問弁護士と内部通報窓口



### 弁護士 横瀬 大輝

企業の内部通報窓口のうち、外部窓口を弁護士が担当する ということはよくあります。その中でも、顧問弁護士が外部窓 口を担当するというケースもあります。本稿では、顧問弁護 士が内部通報窓口の外部窓口を担当する際の注意点について 解説いたします。

昨年6月に公益通報者保護法の改正法が施行されました。 同法では一定規模の会社には、内部公益通報対応体制整備義 務が課せられ、その具体的内容は消費者庁が定める指針 1 に委 ねられました (同法 11 条 2 項・4 項)。 指針第 4-1-(4) で は、「内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通 報に関し行われる公益通報対応業務について、事案に関係す る者を公益通報対応業務に関与させない措置をとる。」とし て、利益相反排除措置が求められています。この点について、 消費者庁の公表する指針解説2では、「いわゆる顧問弁護士を 内部公益通報受付窓口とすることについては、顧問弁護士に 内部公益通報をすることを躊躇する者が存在し、そのことが 通報対象事実の早期把握を妨げるおそれがあることにも留意 する。」とされています。指針や指針解説でも、顧問弁護士が 内部通報窓口の外部窓口を担当することが一律に排除されて いる訳ではありませんが、顧問弁護士が担当するという場合 には、内部通報制度をより実効的にするために、いくつかの ポイントがあります。

まず、通報者の心理としては、顧問弁護士が外部窓口を担当している場合、通報した内容や自身の名前等が、全て会社側に筒抜けになってしまうのではないかと不安になることがあります。その結果通報自体を躊躇してしまい、会社にとって重要なアラート情報が外部窓口に届かないということが懸念されます。そのため、従業員に外部窓口を周知・案内する際には、担当弁護士は通報者の秘密を守るということをしっかりと説明し、通報者の不安を払しよくすることが求められます。また、指針解説では、「顧問弁護士を内部公益通報受付窓口とする場合には、例えば、その旨を労働者等及び役員並びに退職者向けに明示する等により、内部公益通報受付窓口の利用者が通報先を選択するに当たっての判断に資する情報を提供することが望ましい。」とされていますので、このような情報提供も有用でしょう。

また、外部窓口を担当する以上、担当弁護士としては、外部窓口として相談を受けた案件について、利益相反を回避し、中立性・公正性を確保するという観点から、会社側の立場に立ってアドバイスをすることには留意が必要です。特に、外部窓口の担当者が企業側の代理人として活動することはできません。実際、ハラスメント相談窓口を担当した弁護士が、窓口で聴取した事実関係を含む事案に関して相談者が提起した訴訟の法人側の訴訟代理人として活動したことについて、弁護士職務基本規程に違反するとして懲戒処分を受けた事例が

あります。

外部窓口を委託する会社側においても、顧問弁護士なのであれば会社側に立ってアドバイスをしてくれるだろうと考えてしまうかもしれませんが、留意が必要です。このような観点からすると、外部窓口の担当弁護士は、顧問弁護士が所属する法律事務所の他の弁護士に担当してもらい、顧問弁護士との間では情報隔壁(ファイアウォール)を設けて、顧問弁護士と外部窓口の担当弁護士との間で情報共有がされない仕組みを構築する(さらにはこのことを従業員にも周知する)ということも考えられます。

# 部門紹介

債権保全・回収部門のご案内

(注)

- 1 公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(令和 3 年 8 月 20 日内閣府告示第 118 号)https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000223501
- 2 <a href="https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\_part-nerships/whisleblower\_protection\_system/overview/assets/overview\_211013\_0001.pdf">https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\_part-nerships/whisleblower\_protection\_system/overview/assets/overview\_211013\_0001.pdf</a>



#### 弁護士 奥津周

#### 1 債権保全回収と当事務所

債権の保全・回収は、企業の活動において避けて通れない 課題であり、とりわけ与信をする事業者(金融機関、メーカー、 商社等)にとっては、非常に重要な経営課題でもあります。 また、現在法務省では、譲渡担保等を中心とした担保法制の 改正が議論されており、この分野の重要性が高まっています。

当事務所では、債権保全・回収の分野において、高い専門性を有し、豊富な実績を有しています。

まずは平時の備えが重要ですが、担保権の設定や与信管理に関して、様々な助言を行い、契約書の作成等に関わってきました。また、担保権の実行手続や、訴訟等の法的手続を通じた債権の回収に関しても豊富な経験を有しており、難易度の高い債権回収案件でも相応の実績をあげてきました。

当事務所では、このような債権保全・回収に関する知見を元に、この分野に関する複数の書籍を執筆するほか、当事務所の弁護士が、債権保全・回収の分野において、様々な研修の講師を担当したり、法科大学院等の教育機関において講師を務めるなどしています。

#### 2 当部門の提供するサービス

当事務所で提供できるサービスとして、例えば以下のようなメニューを用意しています。

- (1) 債権の保全関係(平時の対応)
  - ・抵当権、集合動産譲渡担保権、将来債権譲渡担保権など の担保権を用いた債権保全策の構築
  - ・最新の法令、裁判例をふまえ、担保権者にとって有利な 各種担保設定契約書のひな形の作成。個別案件での担保

権設定契約書案の作成。

- ・債権保全回収に有利な条項を盛り込んだ取引基本契約書 のひな形の作成。個別案件での取引基本契約書案の作成。
- ・債権の保全、回収に関するマニュアルの作成、改訂
- (2) 債権の回収関係(危機時対応)
  - ・各種担保権の実行手続による回収(保全処分、私的実行、 法的実行等を含む)
  - ・相手方が倒産した場合の担保権者としての債権回収対応 (別除権に基づく交渉等)
  - ・一般財産(責任財産)からの債権回収(保全処分、民事 訴訟、民事執行)
  - ・財産開示、情報提供命令の申立手続

#### (3) セミナー関係

- ・債権保全回収をテーマにしたセミナー、勉強会の講師
- ・担保法の改正をテーマにしたセミナー、勉強会の講師

## 債権保全・回収部門メンバー

大川治柴野高之野村祥子小関伸吾奥津周富山聡子松尾洋輔田邉愛横瀬大輝

板崎遼 前 (問合せ窓口)

奥津 周 tel 06-6201-4456

前野陽平

mail shuokutsu@dojima.gr.jp

高橋誉幸 三村義幸

# 近時の実務話題 & 裁判例レビュー



弁護士 大川 治

#### 消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会における議論の整理 (令和 5 年 7 月 25 日)

高齢化の進展、デジタル化や AI 等の技術の進展により消費者に不利益で不公正な取引が広範に生じやすい状況が生じるとともに、消費者取引の国際化も急速に普遍化する等、消費者を取り巻く取引状況は変化しています。このような変化に対応するため、消費者法を、その理論から見直し、その在り方を再編し拡充するための検討が必要になってきています。「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会」は、現状において消費者法は何が実現できており何ができていないかを検証し、消費者法で何を実現するか、消費者法の対象主体をどのようにとらえていくべきか、消費者法に何が必要かといった観点から、将来の消費者法の可能性を議論したものです。消費者庁は、7月25日、その議論の整理を公表しました1。

まず、①消費者法で何を実現するか、を論じていますが、 ここでは、消費者法によって消費者の支援・保護を図ること の正当化根拠について、これからの消費者法においては、「消 費者・事業者間の情報の質・量、交渉の格差」のみならず、「消 費者の脆弱性」を正面から捉えていくべき、消費者と事業者 間の能力に係る格差として、交渉力以外に情報の活用能力や 自らが有する脆弱性(概念の精緻化も必要とのこと)への対 応能力等の要素を加味していくことも必要である等、これま での消費者法にはなかった新たな視点の必要性が検討されて います。次に、②消費者法の対象主体とその考え方、として「消 費者の脆弱性」を踏まえた消費者概念の再考や事業者の多様 性の考慮、取引当事者ではないものの取引に影響を与えてい る主体を対象とすべきこと、国や事業者団体、消費者団体等 の民間団体の役割の再考を論じ、③消費者法に何が必要か、 としてデジタル化の進展や主体の多様化(加齢に伴う認知機 能の低下、認知症、認知症に至らない軽度認知障害や発達障 害、境界知能等多様な要因による判断能力の低下)、消費者 取引の国際化といった取引状況の変化を踏まえて消費者法に 何が必要かを論じています。そのうえで、④消費者法の再編・

拡充にあたって、として狭義の法律だけで消費者法の目的を 実現するという考え方が限界に達しており、インセンティブの 活用や公私協同の仕組みを組み込んだソフトな法制度や法律 以外の技術の活用も含めた広い意味で「消費者法制度」を捉 え、様々な規律をコーディネートすることが重要である、と指 摘しています。

消費者法の正当化根拠に関しても新たな視点が取り入れられており、今後の実務に大きな影響がありそうですが、このような広い意味での「消費者法制度」が構築されていけば、狭義の法律に関しても、「消費者法制度」を踏まえた解釈が必要となり、大きな影響が生じることになります。法律論としても制度論としても興味深く、要検討の内容です。

(注)

1 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\_system/meeting\_materials/review\_meeting\_004/

#### 経産省 生成 AI 開発支援スキーム検討委員会を立ち上げ(令和5年7月21日)

生成 AI のコア技術である基盤モデルの開発が世界各国で 急速に進展する中、経済産業省は、我が国においてその開発 能力を確保する重要性を認識し、7月21日、開発企業に対 する支援を実施するにあたってのスキームを検討する有識者 委員会を設置して第1回会議を開催しました<sup>1</sup>。

同会議において、①開発の肝となる計算資源を一括調達し、 国内の基盤モデル開発に提供すること②短いサイクルの開発 とその成果を踏まえ、支援対象を段階的に絞り込んでいくこ と、の2点を前提に、今後の有識者委員会において、生成 AIの開発加速化に向けた支援のあり方について検討を深めて いくこととなりました。

一方で、既存の著作物等を用いた著作物等の生成には、看 過しがたい問題点があるとの指摘があります。

日本音楽著作権協会 (JASRAC) は、「クリエイターの生み出した文化的所産である著作物が生成 AI によって人間とは桁違いの規模・スピードで際限なく学習利用され、その結果として著作物に代替し得る AI 生成物が大量に流通することになれば、創造のサイクルが破壊され、文化芸術の持続的発展を阻害することが懸念されます。」等と述べ、既存の著作物をもとに AI が著作物を生成することが、新たな著作物の創作を阻害するおそれがあると表明しました<sup>2</sup>。

生成 AI の発展のためには、開発支援のみならず、利用にかかるルールメイキングを欠くことができません。

(注)

- 1 <u>https://www.meti.go.jp/press/2023/07/</u> 20230721003/20230721003.html
- 2 <a href="https://www.jasrac.or.jp/release/23/07\_3.html">https://www.jasrac.or.jp/release/23/07\_3.html</a>

本ニュースレターは発行日現在の情報に基づき作成されたものです。 また、本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、 個別の案件については当該案件の状況に応じて日本法または 現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。

本ニュースレターに関するご質問等は下記までご連絡ください。

電 話:06-6201-4456 (大阪)03-6272-6847 (東京)

メール: newsletter@dojima.gr.jp

WEB: www.dojima.gr.jp